

令和2年度 天塩町結婚新生活支援事業

新婚生活を応援します！



家賃や引越費用の
補助があるんだって！



以下の世帯の要件に該当する場合に補助を受けることができます。

概要

<p>どんな世帯が 対象なの？</p>	<p>次の①～④の要件を全て満たす世帯です。</p> <p>①令和2年1月1日からお住まいの市区町村の事業終了日までに 入籍した世帯</p> <p>②ご夫婦の所得を合わせて340万円未満^(注)の世帯 ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除</p> <p>(注)「ご夫婦の所得340万円」を年収に換算すると、約530万円</p> <p>③ご夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下の世帯</p> <p>④その他、お住まいの市区町村が定める要件を満たす世帯</p>	
<p>どんな費用が 対象なの？</p>	<p>・新居の住居費</p>	<p>㊦新居の購入費 ㊧新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料</p>
	<p>・新居への引越費用</p>	<p>㊨引越業者や運送業者に支払った引越費用</p>
<p>いくら補助を 受けられるの？</p>	<p>㊦～㊨を合わせて1世帯あたり上限30万円です。</p>	
<p>申請方法は？</p>	<p>必要な手続や書類について、下記お問合せ先にご確認の上、<u>直接申請</u>してください。</p>	

